

第2節 安心して子どもを産み育てられる環境の整備



現状

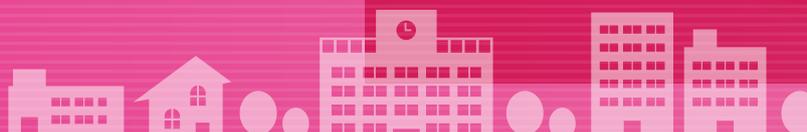
- 総人口に占める14歳以下の割合は、平成31年(2019年)4月1日現在では12.6%となっています。5年前と比べて1.1ポイント減少しており、今後も減少していくと予想されます。
- 少子化が進む一方で、国における女性活躍の推進に向けた取組などにより、共働き家庭が増加し、教育・保育施設等の利用ニーズが高まることが予想されます。
- 国においては、平成27年(2015年)4月から幼児教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度により、子育てしやすい社会の実現に向けた取組が進められています。また、令和元年(2019年)5月10日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、同年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まりました。
- 市では、子ども・子育て支援総合計画の基本理念である「未来を担う子どもたちが希望に満ちあふれ健やかに育つまち 社会全体に見守られ 幸せな子育てができるまち あきる野」の実現に向けて環境整備に取り組んでいます。

課題と対応の方向性

- 子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境に左右されることがないように、一人一人の状況に応じた支援が必要です。
- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、子育てに負担や不安、孤立感を感じる保護者が増えていることから、いつでも気軽に相談できる体制の充実が必要です。
- 子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、全ての子どもたちが健やかに成長するためには、家庭や学校だけでなく、地域の大人たちが子どもを見守るなど、社会全体で子どもたちの未来を考え、成長を支える取組が必要です。

基本方針

- 全ての子どもとその保護者を支援するため、質の高い幼児教育・保育の提供や地域子ども・子育て支援事業等の充実を図ります。
- 社会全体で子ども・子育て家庭を見守り、成長を支える取組を推進します。



施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
合計特殊出生率*	1.30 (令和元年度)	1.56 (令和12年度)
保育園待機児童数	2人 (令和3年4月1日時点)	0人
学童クラブ待機児童数	89人 (令和3年4月1日時点)	0人
放課後子ども教室*開設校数	7校 (令和3年度)	10校
子育てひろば年間利用者数	5,967人	15,893人
ファミリー・サポート・センター提供 会員、両方会員数	209人	223人
地域子ども育成リーダー*数	186人	309人

施策の内容

1 子どもたちが健やかに育つ環境の整備

① 幼児教育・保育の充実

幼稚園教諭や保育士等が研修を受講しやすい環境を整え、職員の専門性の向上を図ることなどにより、更に質の高い幼児教育・保育を提供する体制の充実を図ります。

② 成長段階に応じた健全育成

乳幼児の年齢等に応じた健康診査等の実施、幼児教育・保育から義務教育への円滑な移行を図るための関係機関の連携、学童クラブなどによる放課後の活動支援等を実施することにより、子どもたちの成長段階に応じた健全育成を図ります。

③ 特に支援を必要とする子どもへの支援の充実

特に支援を必要とする子どもたちへの支援の充実を図るため、障がい児やその家族に対する各種手当・助成金の支給、障がい児療育体制の充実、特別支援教育の推進、子どもやその保護者の生活実態に応じた支援、外国につながる子どもへの多言語による情報提供などに取り組みます。

2 保護者が子どもと共に成長できる環境の整備

①母子とその家族の健康の保持・増進

母子とその家族の健康保持・増進を図るため、妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業などを実施します。

②子ども・子育てに関する相談窓口の充実

18歳以下の子どもや子育てに負担や不安、孤立を感じている保護者が気軽に相談できるよう、子ども家庭支援センターや子育て世代包括支援センターなどの相談窓口の充実を図ります。

③子育てに対する意識啓発と情報提供

子どもを産み育てることの喜びや意義を理解してもらうための意識啓発を図るとともに、安心して子どもを産み育てることができるように、子育て支援ガイドブックや子ども・子育て専用のサイト・アプリ等により子育て支援情報を提供します。

④子育てしやすい支援体制の充実

安心して子どもを産み育てることができるよう、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、時間外保育事業、病児・病後児保育事業などを実施します。

⑤ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭等への支援を充実させるため、各種手当・医療費助成を行うとともに、母子家庭等自立支援教育訓練給付事業などを実施します。

3 社会全体で子育て家庭を支える環境の整備

①子どもの安全・安心の確保

社会全体で、子どもたちの安全・安心を確保するため、保育所、幼稚園、学校などの安全対策を進めるとともに、職員や学校関係者、学校安全ボランティア等による防犯活動等を推進します。

②子育てを支援する生活環境等の整備

子育て家庭が安心して外出できるよう、赤ちゃん・ふらっと事業などの充実を図り、安全に安心して子育てを行える生活環境等の整備を推進します。

③地域における子ども・子育て支援の推進

地域における子ども・子育て支援を推進するため、子育てグループ等への活動支援、それぞれの地域における子どもたちの安全・安心の確保、健全な育成を担う地域子ども育成リーダー*の養成、要保護児童対策地域協議会による児童虐待への適切な対応、児童虐待の未然防止などに取り組みます。

④仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立を図るため、ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業等を実施するとともに、育児休業制度等の普及啓発などを行います。